

# 会計室業務委託希望型指名競争入札実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、会計室業務委託希望型指名競争入札実施要綱（令和2年8月1日施行。以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (対象業務)

第2条 要綱第2条に定める対象業務（以下「対象業務」という。）は、原則として予定価格が100万円を超える業務委託とする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約に係る業務を除く。

## (対象業務の公表)

第3条 要綱第5条の規定による対象業務の公表は、千葉市ホームページの入札情報等ポータルページに掲示することにより行うものとする。

2 前項の規定による委託発注表による公表期間は、原則として当該入札参加受付申込みの受付期間と同日とする。

## (入札参加申込の手続)

第4条 要綱第6条第2項に規定する関係書類とは、契約書の写し等をいう。

## (業者選定における希望申込業者の取扱)

第5条 資格要件等を満たしている希望申込業者について、すべて指名するものとする。

2 資格要件を満たす希望申込業者が2者未満の場合は、希望型指名競争入札の手続きは中止し、通常の指名競争入札に切替えるものとする。

3 前項の規定により指名競争入札に切替える場合において、希望申込業者が1者であったときは、指名業者の選定にあたって、原則として当該希望申込業者を考慮するものとする。

## 附 則

1 この要領は、令和2年8月1日から施行する。